

校内支援体制づくりにかかわる疑問を中心にQ&Aの形式でまとめました。今後の具体的な実践の中で、更に適切な方法が見いだされることを願っています。

Q1

新年度に、まず、すべきことは？

4月末までに準備しておくことについて例を示します。取り組みの中で、各校独自の進め方を工夫していきましょう。

校長

- 自律教育コーディネーターが、関係機関に出向く上での便宜を図る。
なお、「校内委員会」と「自律教育コーディネーター」は、校務分掌の中にあらかじめ位置付けておく。

教頭

- 第1回校内委員会開催の日程・場所・参加者についての連絡・調整をする。
なお、開催日は、年間行事予定表に位置付けておく。
- 関係機関との連絡・調整をする。

自律教育コーディネーター

- 第1回校内委員会の企画・運営をする。
- 職員会での説明をする。

年間推進計画（P17参照）
校内支援体制づくり（P4参照）
校内委員会の役割（他の校務分掌との役割分担の確認）（P6参照）
自律教育コーディネーターの役割（P8参照）
気づきについて（P25参照）など

学級担任

- 支援を必要としている児童生徒のリストアップをする。
- 保護者からの情報収集（懇談、家庭訪問など）をする。
- チェックリストに基づく行動観察（P60参照）をする。

養護教諭

- 健康面・精神面で配慮を必要としている児童生徒をリストアップする。
- 服薬を必要としている児童生徒をリストアップする。

Q2

1年間の見通しをもって取り組むには？

小学校を例として1年間の活動の流れを紹介します。この例も参考にしながら各校の実情に合わせた推進計画を作成しましょう。

4月

校内委員会の設置
自律教育コーディネーターの指名 【校長】

LD・ADHD等の校内研修 【校内委員会・巡回相談員（講師）】

年間推進計画の検討 【校内委員会】

自律教育の取り組みについての職員への説明 【職員会】

自律教育の取り組みについての保護者への説明 【校長（PTA総会）】

5月

チェックリストなどを使っての実態把握 【学級担任】

実態把握の情報の整理
該当児童の授業参観 【校内委員会】

巡回相談員への協力要請
教育相談の実施 【巡回相談員・保護者・自律教育コーディネーター（教頭）】

個別検査の実施（保護者の承諾後） 【巡回相談員・自律教育コーディネーター】

検査結果の解釈
個別の指導計画原案の作成 【校内委員会・巡回相談員】

専門家チームへの協力要請 【校内委員会・自律教育コーディネーター（教頭）】

個別の指導計画の作成（専門家チームの意見・巡回相談員の助言） 【校内委員会】

↓
個別の指導計画の実施 【全校】

↓
9月 個別の指導計画の評価・見直し（巡回相談員へも相談） 【校内委員会】

保護者向け研修会の実施 【校内委員会】

1月

該当児童の授業参観 【校内委員会】

個別の指導計画の評価と修正 【校内委員会】

2月

年間のまとめと次年度の方向の検討 【職員会】

来年度の校内支援体制づくりの検討 【校内委員会】

Q3

校内支援体制のもとで、担任の仕事はどう変わる？

児童生徒への対応で困っている時に、学校体制として組織的にかかわるようになるので、担任が一人で悩まなくてもよくなります。

ただし、自律教育コーディネーターに任せれば何も考えなくてよいというわけではありません。支援の方向性を決めだす重要な情報は、直接かかわることの多い担任がもっています。組織的な対応ができるかどうかの鍵を握る立場として、次の点を大切にしましょう。

1 児童生徒との関係を見直してみよう。

今までと同じ考え方や方法で関係づくりをしても何も変わりません。「かき乱す子」ではなく「適切な支援を必要としている子」としてとらえ直しましょう。

校内委員会で示された取り組みをしているか、自己チェックが必要です。

2 日々の記録をとりましょう。

「後で・・・」は禁物。走り書きで十分なので、その日のうちにメモをする習慣を身に付けましょう。実態把握のポイントがつかめると記録も簡単です。

担任として、基本的な障害の理解と対応の仕方を学ぶ必要があります。しかし、専門的なことは自律教育コーディネーターに聞くことができます。実践を積み重ねることで、様々な児童生徒のニーズに適切に対応できる指導力が身に付けられます。

Q4

周囲の児童生徒や保護者の理解を得るには？

障害のある児童生徒を適切に支援するためには、学級全体への指導や保護者会での対応も欠かせません。一例として、次の点を工夫してみましょう。

学級全体への指導は…

1 よくできているところを具体的に褒めましょう。

自己有能感の高い学級集団にすると同時に、担任との信頼関係を強める効果があります。学級集団として望ましい行動のモデルが明確になれば、アイコンタクトや自然なタッチだけでも褒められている実感がもてるでしょう。できるようになったことでも、方法を変えながら褒め続けることがポイントです。特別扱いと感じられぬように、さりげなく、しかも計画的に褒めることが重要です。お互いのよさを認め合う集団づくりが大切です。

2 担任の代弁によって言葉を引き出しましょう。

トラブルが起きた時、双方の言い分を聞いていくと、答えられなくなって話が先に進まなくなることがあります。そんな時は、「本当は、〇〇〇したかったの？」と、気持ちを察して問い掛けましょう。原因の追及よりも、代弁者として児童生徒の思いを引き出すことが大切です。

保護者会での対応は…

1 「友だち同士のトラブル」などに対してどのように対応するか明言しましょう。

担任は、校内委員会で検討された個別の指導計画に基づき、学級内で対応するとともに、保護者会でも説明します（あらかじめ該当児童生徒の保護者の了解を得ておきましょう）。

2 障害についての説明を該当児童生徒の保護者自身にさせていただきます。

障害名を出さなくても、どんな様子なのか、どんなことに悩み、どんな対応をしようとしているのかなどを説明していただくことで、子育てに悩む親同士として、理解し合えることがあります。

Q5

専門的なことは難しくて分からないという時は？

LD・ADHD等の専門的なことへの理解が十分でなくても、周囲の方に協力を求めることにより適切な対応ができます。

落ち着きがない、トラブルが多い、パニックを起こすなどの児童生徒に出会うと、どう支援していいのかわかってしまいがちです。そんな時は、ことが起きた状況を見返すと同時に、「分からないから教えて」と周りの人に遠慮なく声を掛けるとよいでしょう。

学級担任ならば…

自律教育コーディネーターや自律教育担当者に相談してみましょう。校内には、指導した経験のある先生方がいるかもしれません。

コーディネーターならば…

外部の専門機関に相談してみましょう。一人のコーディネーターがすべての障害についての専門性を有することは難しいことです。

「分からないことを解決する方法」を身に付けることが必要です。専門的なことに詳しい人や専門機関を数多く把握し、必要に応じて連携し、うまく助けてもらうことが大切です。

学級担任の主体的なコミュニケーションが次々に連携を生み、結果として児童生徒を取り巻く体制は専門性を増すこととなります。

(参照 相談できる外部機関 P56)

Q6

忙しい時でもできる連携のコツは？

支援する人にとって、どんなねらいで何をしたらよいか迷うことが多いでしょう。

連携のための小委員会を計画的・定期的に開く、一日の生活の中で気づいたことを報告し合う時間を確保する、学年会や教科会で事前に対応を検討することなどは、とても大切なことです。

しかし、時間の制約もあり、なかなか機会を設定できないのが実情でしょう。そこで普段から次のことを心掛けたいものです。

1 チャンスを見のがさないようにしましょう。

学年会・職員会の折や廊下ですれ違った時の立ち話、休憩時間・放課後などの気軽な会話の中で伝え合きましょう。

2 単元計画や週予定などを文書で交換しましょう。

定期通信や計画案のコピーの配布、交換用ノートの利用、指導記録・気づきなどをメモにより伝えましょう。

3 早目に計画を立てましょう。

週の授業計画・行事計画などは早目に作成し、見通しをもって連携できるようにしましょう。

児童生徒が前向きに参加・活動ができそうな場面や対応方法を探り、育つ機会をのがさないようにしましょう。

Q8

実態把握のポイントは？

「できないこと」「できたこと」それだけに注目するのみでは、有効な支援につながりません。同じ事柄でも、できない時とできる時の両面について、その条件とともに把握することが大切です。

例えば、『新聞』という漢字の読みについて把握する時は…

【悪い例】 『『新聞』が読めない』

【ややよい例】 『『新聞』に読み仮名を付けると読める』

【よい例】 『『新聞』の読み。友だちが読んだ直後の指名では読めない。
読み仮名を付けると読める』

よい例から、「耳からの情報よりも、目からの情報を手掛かりにした方が、分かりやすいかもしれない」ということを考えることができます。これを基に、読み仮名も全部付けるのか、最初の一文字だけでいいのかなど、支援の方法を工夫します。

Q9

管理職として心掛けることは？

担当職員に任せきりにせず、自律教育におけるリーダーシップを発揮することが求められます。次はその一例です。

1 自らが自律教育の実践者となりましょう。

教室に足を運んだり給食時に食事をともにしたりするなど、管理職自らが主体的に実践したいものです。該当児童生徒が理解できるように、内容や表現、時間配分を考慮した校長講話をすることも大切なことです。管理職の積極的な取り組みが職員全体の士気を高めることにもつながります。

2 職員全員で理解し、協力し合う体制をつくりましょう。

職員朝会や職員会の話題として情報交換の機会をつくり、共通理解を図ることが必要です。ねぎらいの言葉を掛けたり自ら話題に取り上げたりして、職場の雰囲気を活活化しましょう。よい支援は全体場で取り上げ、改善すべき点は個別に話をするなど、職員の自己有能感が高まるような接し方が大切です。経験を生かし、相談をもちかけたり助言したりする関係も大切にしましょう。

3 機能的な校務分掌を組織しましょう。

忙しい現場に新たな課題が増えたと感じるのではなく、今までの校務分掌を見直し、職員がそれぞれの立場で機能的にかかわれる校務分掌を組織します。校内委員会と小委員会が連携して機能できるようなメンバーの構成をすることも大切です。

4 外部との連絡・調整の便宜を図りましょう。

連携できる専門機関をリストアップし、校外の専門機関と職員がスムーズに連携できる基盤をつくりたいものです。必要に応じて即座に連携できる開かれた学校づくりを心掛けることが大切です。

Q10

学年主任として心掛けることは？

学年主任には、職員が互いに思いや悩みを出しやすい関係を築けるよう、リーダーシップを発揮することが求められます。学級担任の主体的な役割を認めながらも、学級・学年の垣根を取り払い、風通しのよい職員関係づくりをすることがポイントです。一例として、次のような取り組みをしてみましょう。

1 学年会の運営

行事の事前に該当児童生徒への対応を協議題に位置付けます。担任の提案を促し、必要に応じて、柔軟に計画変更の指示を出すことも大切です。

2 担任との連携

担任からの報告を待つのではなく、担任から情報を引き出すかわりをもちましょう。

3 学年内の連携

学年主任自らが、該当児童生徒に対する気づきを報告することはもちろん、ほかの学級担任からの報告も促し、学年内の連携を築きましょう。

4 学校全体との連携

担任が主体的に動けるように、自律教育コーディネーターや管理職などとの連絡・調整をします。学年内で対応しきれないことは、積極的に協力を求めましょう。

5 評価

個別の指導計画に基づく方向に沿うように、日々の支援体制のチェックをします。特に、担任が自分の支援に自信がもてるように、よかった場面を取り上げ、賞賛することを大切にしましょう。

Q11

教科担任（専科）として心掛けることは？

教科担任（専科）は、授業を通して児童生徒に活躍の場を提供できる重要な役割を担っています。児童生徒の普段の生活が見えにくい分、意識的な連携が必要になります。一例として、次のような取り組みをしてみましょう。

1 学級担任と同一歩調をとりましょう。

個別の指導計画の重要箇所を担任と確認します。自分一人で考えたやり方ではなく、担任と同一歩調で対応することが重要です。授業での姿はなるべくその日のうちに連絡します。

2 授業改善をしましょう。

事前準備や計画が重要です。例えば、活躍できる場や褒めることができそうな場面を設けたりヒントカードを用意したりします。特別扱いと感じられないように、さりげなく支援することが自己有能感を高めることにつながります。一人への配慮は、同様の傾向のある児童生徒にとっても有効な手だてです。それが「わかる授業づくり」につながります。

なお、学習を意図的に乱すような行動には、冷静に対処することが大切です。

Q12

養護教諭として心掛けることは？

養護教諭は、健康面・精神面での支えとなる大事な存在です。全校の児童生徒に対応しながら、なおかつ、該当児童生徒への配慮をしていくには、工夫が必要です。一例として、次のような取り組みをしてみましょう。

1 安心ができて約束が守れる保健室の経営をしましょう。

安心できる場としての雰囲気づくりは言うまでもありません。その上で、児童生徒と決まりをつくって、利用に当たっての約束が守れるようにしましょう。状況に応じて時間や活動などの制限をすることも大切です。なお、保健室ですべて引き受けてしまうと負担になる場合もあります。遠慮なく、担任や自律教育コーディネーターに相談しましょう。

2 立場・役割を踏まえた対応を使い分けましょう。

児童生徒にはカウンセリング的な対応が必要でしょう。一方、職員や保護者には、悩みを受け止める役になる場合や相談や助言をする役になる場合など、様々な状況が考えられます。役割の使い分けが大切です。

3 薬の扱いについて相談にのりましょう。

担任・保護者や、服薬している児童生徒に対して、専門的な立場から助言をしましょう。法的な規制もありますから、対応には配慮しましょう。

「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」「個別の支援計画」

「個別の指導計画」とは、その子の実態やその子らしさ（個人内における優勢な能力など）に基づき、学習内容や支援方法をねらいとあわせて示したものです。

障害のある児童生徒の学齢期に、学校が中心となり、保護者や関係者と連携しながら作成します。

「個別の教育支援計画」は、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成されるものです。関係機関が集まり、連携・協力しながら作成します。個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的な指導内容を盛り込んだものが個別の指導計画となります。

なお、個別の教育支援計画は、福祉などで用いられている「個別の支援計画」と基本的には同じものです。

